

片品村定住促進住宅管理規則

(目的)

第1条 この規則は片品村有住宅管理条例（昭和40年条例第12号以下「管理条例」という。）第10条の規定により、片品村定住促進住宅（以下「定住促進住宅」という。）の維持管理につき必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において定住促進住宅とは、尾瀬ハイツ1号棟内に設置する、本村への移住又は定住を希望する者に賃貸するための住宅をいう。

(入居資格)

第3条 定住促進住宅に入居できる者は、次の各号に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 本村に移住若しくは定住の意思がある者
- (2) 世帯主となる者が入居申請の時点で50歳を超えない者
- (3) 入居者又は現に同居し、若しくは同居しようとする配偶者その他親族が片品村暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (4) 国及び自治体に対して税金及び各種使用料等を滞納していない者
- (5) 連帯保証人を1名つけることができる者、若しくは賃貸保証会社等による保証を受けることができる者
- (6) 入居後において、片品村や地域の活動等に参加できる者

(入居者の公募)

第4条 定住促進住宅の入居者の募集は、公募によるものとする。

(入居申請)

第5条 定住促進住宅に入居しようとする者は、片品村定住促進住宅入居申請書（様式第1号）を村長に提出して、その許可を受けなければならない。

(入居決定)

第6条 村長は入居の可否を決定した際には片品村定住促進住宅入居審査結果通知書（様式第2号）により、速やかに審査の結果を入居申請者に通知しなければならない。なお、同時期の募集に対して複数の者から入居申請があり、それぞれが第3条の入居資格を満たしている場合は、申請者の立会による抽選により入居者を決定するものとする。

(入居の手続)

第7条 前条の規定により入居許可の通知を受けた者は、通知のあった日から15日以内に、連帯保証人の連署する片品村定住促進住宅賃貸借契約書（様式第3号）その他規則で定める書類を提出しなければならない。

(連帯保証人)

第8条 前条の連帯保証人は次の各号全てを満たす者でなければならない。ただし、賃貸

保証会社等による保証を受ける場合は、連帯保証人の連署は不要とする。

- (1) 村内に住所があること。
 - (2) 国及び自治体に対して税金及び各種使用料等を滞納していないこと。
 - (3) 自身に債務不履行などがなく入居者を補う債務履行能力を備えていること。
 - (4) 片品村暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- 2 連帯保証人は、入居者がこの規則に定める事項等を遵守及び履行できない場合、債務を含め入居者に代わって履行しなければならない。

(入居資格の喪失)

第9条 入居者が第3条に規定する資格を喪失するに至ったときは、入居資格を喪失するものとする。

(退居)

第10条 前条により入居資格を喪失した者は、資格喪失の日から7日以内に片品村定住促進住宅退居届（様式第4号）を村長に提出して、片品村定住促進住宅明け渡立会確認書（様式第5号）の交付を受け返還しなければならない。

2 理由なく長期にわたって居住しない場合又生活本拠を移動した場合も返還しなければならない。

(使用料)

第11条 この規則により村長の許可を得て入居した者は、管理条例第3条の規定により、別表1に掲げる住宅使用料を村に納入しなければならない。ただし、別表2に該当する場合及び村長が特に必要があると認めた場合には減免することができる。

2 使用期間が1か月に満たないとき、その月分は日割り計算とする。

(使用料の徴収)

第12条 使用料は毎月指定の日に徴収する。

(入居期間)

第13条 定住促進住宅への入居期間は、第7条の規定による契約から最長10年間とする。

(承認事項)

第14条 入居者は次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、村長の承認を得なければならない。

- (1) 住宅の一部を入居者の任意による改修や模様替などを行うとき。
- (2) 入居の許可を受けた以外の者を同居させるとき。

(禁止事項)

第15条 次の各号の行為を禁ずる。

- (1) 住宅内及び住宅敷地において動物の飼育をおこなうこと。
- (2) 住宅共用廊下及び住宅敷地において構造物等の設置をおこなうこと。
- (3) 村長が認めた入居者及び同居者以外の入居

(入居者の使用負担義務)

第16条 次の各号に掲げる費用は入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、給排水施設の使用料及び使用中における小修理
- (2) 障子及びふすまの張り替、ガラスの入れ替などの損耗又は破損修復に要する費用
- (3) 汚物及びゴミなどの処理に要する費用
- (4) 前各号のほか村長が指定する費用

(入居者の保管義務)

第17条 入居者は定住促進住宅について必要な注意を払い、かつ正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は自己の責に帰すべき理由によって定住促進住宅を滅失し又は棄損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(検査及び管理)

第18条 村長は、定住促進住宅の管理上必要があると認めるときは、村長の指定した者に検査及び管理させ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

(転貸の禁止)

第19条 入居者は定住促進住宅を他の者に転貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(その他)

第20条 その他この規則施行について必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

別表1 (第11条関係)

居室タイプ	月額使用料
単身者用	33,000円
世帯用	44,000円

別表2 (第11条関係)

減免対象	減免前の月額使用料	減免後の月額使用料
入居後60ヶ月まで	33,000円	30,000円
	44,000円	40,000円

(様式第1号)

年 月 日

片品村長

様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

片品村定住促進住宅入居申請書

下記のとおり入居したいので申請致します。なお、入居資格調査について片品村が個人情報の照会をすることを承諾致します。

1 入居を希望する住宅

尾瀬ハイツ1号棟 単身者用

103号室 104号室 203号室 204号室

世帯用 (105号室)

2 入居事由

片品村外からの転入

片品村内での転居

3 入居希望者及び同居者

氏 名	続柄	生年月日	職業勤務先等	備考
	世帯主			

4 入居希望年月日 年 月 日

5 添付書類 申請者の本人確認ができる書類（運転免許証の写しなど）

(様式第2号)

年　月　日

様

片品村長

片品村定住促進住宅入居審査結果通知書

年　月　日付けで提出されました片品村定住促進住宅への入居申請につきましては、下記の通り決定しましたので通知します。

入居可 (下記により入居手続きを進めてください。)

入居不可

理由 :

【入居可となられた方へ】

入居が決定した住宅

所在地	群馬県利根郡片品村大字鎌田 4028	
住宅名	尾瀬ハイツ 1号棟	号室
家賃 (月額)	金　　円 但し、規則11条による減免で入居後6ヶ月は 金　　円とする	

- 注1 決定のあった日から15日以内に片品村定住促進住宅賃貸契約書を提出してください。
- 2 同居者は、片品村定住促進住宅入居申請書に記載された者に限ります。
- 3 片品村定住促進住宅管理規則並びにこれに基づく命令等に違反する行為があったとは、この決定を取り消し、住宅の明け渡しを請求します。
- 4 やむを得ない事情により、期間内に入居の手続きをすることができないときは、決定のあった日から15日以内にその旨を申し出てください。

片品村定住促進住宅貸付契約書

片品村長 (以下、「甲」という。) と借受者 (以下、「乙」という。) は、片品村定住促進住宅管理規則に基づき貸し付けにかかる契約を締結する。

1. 貸付の対象は片品村定住促進住宅 尾瀬ハイツ1号棟 号室とする。
2. 入居、退居及び使用料については、片品村定住促進住宅管理規則（以下、「管理規則」という。）の定めるところによる。
3. 乙は、管理規則の定めに基づき連帯保証人を定める。ただし、賃貸保証会社等による保証の場合は不要とする。
4. 甲、乙及び連帯保証人は、この契約書をそれぞれが保管し、管理規則を遵守するものとする。

年　月　日

契約者（甲）　住所　片品村大字鎌田3967番地3

氏名　片品村長　印

契約者（乙）　住所

氏名　印

連帯保証人　住所

氏名　実印

※連帯保証人となるにあたり、個人情報の照会を承諾致します。

（連帯保証人は印鑑証明書1通を甲に提出）

(様式第4号)

年　月　日

片品村長　様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

片品村定住促進住宅入居申請書

下記のとおり片品村移住定住促進住宅を退居したいので届けます。

記

1 退居する住宅 尾瀬ハイツ1号棟 号室

2 退居予定日 年　月　日

3 立会希望日 年　月　日

4 転出（転居）先 〒_____

住 所：_____

連絡先：_____

5 退居理由

(様式第5号)

年　月　日

様

片品村長

片品村定住促進住宅明け渡立会確認書

住居の立入検査を行った結果は次の通りです。

記

1 退去の住宅

所在地	群馬県利根郡片品村大字鎌田4028	
住宅名	尾瀬ハイツ1号棟	号室

2 確認内容

修繕等完了日	年　月　日	
完了検査日	年　月　日	

修繕及び残置物撤去の必要がある場合、必要な処置を行った後、再度住居の検査を行います。

確認者署名欄 _____

確認者署名欄 _____

確認者署名欄 _____